



# 広島県報

定期  
第54号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

出納長の事務の一部委任の解除 平成十九年から平成二十年までにおける県の業務委託の 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 格及び資格審査の申請手続等 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設 置許可申請の概要 家畜伝染病の発生 解除予定保安林にする旨の通知 公共測量の実施 道路の区域変更(一件) 急傾斜地崩壊危険区域の指定 広島県沿岸海岸保全基本計画の変更	(審査指導室) 一 二 九 九 〇 〇 〇 〇 一 四
特定非営利活動法人の認証申請 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変 更の届出 県営土地改良事業の工事の完了 開発行為に関する工事の完了 換地処分(市町) 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示	(文化・県民協働室) 一四 一四 一四 一四 一四 一五 一五
正誤	一五
平成十八年六月五日付け広島県報(定期)第四十一号中 広島県公告の訂正	(土地改良室) 一五

## 告示

### 広島県告示第七百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第七十一条第四項の  
規定によって、次のとおり出納長の事務の一部の委任を解除させた。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤田雄山

出納長の事務の 一部の委任を解 除した出納員	解除した事務	解除した年月日
広島県立総合技 術高等学校に所 属する次の職員 城平 孝司	当該出納員の所属する麻の会計事務(法第七十条 第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。)	平成十八年七月五日

### 広島県告示第七百五十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の  
五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定によって、平成十九年一月一日から平成二十  
年十二月三十一日までにおける県の業務委託(建設工事、土木建築工事に關する測量及び建  
設コンサルタント等業務を除く。)の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」と  
いう。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格審査  
(以下「資格審査」という。)の申請手続等を次のとおり定めた。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤田雄山

- 競争入札に参加できない者
  - 政令第六百六十七条の四第一項及び第二項の規定に該当する者
  - 営業に必要な許可、認可などを受けていない者
  - 競争入札参加資格審査申請書を提出するときに広島県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
- 二 資格審査の申請手続
- 資格審査を受けようとする者は、県が指定する様式による競争入札参加資格審査申請書等(以下「申請書等」という。)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 資格審査の基準日(申請日)の属する事業年度の直前事業年度の決算書の写し

- 2 納税証明書(直前一年に納付すべき県税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書)(写し可)
- 3 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(写し可)
- 4 申請者が個人の場合は、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書(写し可)
- 5 印鑑証明書(写し可)
- 6 申請業種に関連する許可等を取得している場合は、その許可証等の写し
- 7 返信用封筒(定形封筒に返信先あて名を明記し、八十円切手をはったもの)
- 8 委任状(権限を支社長、営業所長などに委任する場合に限る。)
- 三 申請書等の作成に用いる言語
- 申請書等、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
- なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。
- また、申請書等及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算し記載するものとする。
- 四 申請書等の提出期間
- 平成十八年八月二十一日(月)から平成十八年九月二十九日(金)までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
- 郵送による場合は、平成十八年九月二十九日(金)までに必着とする。
- なお、提出期間経過後は、広島県知事が特に必要とする場合を除き受理しない。
- 五 申請書等の提出先及び提出方法
- 広島県総務部財務局財産管理室(〒七三〇・八五一― 広島市中区基町一〇番五二号「広島県庁本館三階」)に持参又は郵送によって提出すること。
- また、電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機「入出力装置を含む。以下同じ。」)と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請することもできる。
- 六 資格審査の結果の通知
- 資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。
- 七 入札参加資格の有効期間
- この告示に基づき認定された入札参加資格の有効期間は、平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までとする。ただし、その資格の認定が平成十九年一月一日以降の場合は、認定された日から有効とする。
- 八 入札参加資格の取消し
- 入札参加資格の認定後、入札参加資格の条件を満たさなくなった場合又は資格審査の申請において重要な事項について虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載しなかつたことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。
- 九 特定調達契約に係る競争入札参加資格の特例
- 1 提出期間
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)に係る競争入札に参加を希望する者に限り、四の提出期間経過後においても随時に申請できるものとする。ただし、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがある(入札に間に合わないおそれがあると認められる場合は、申請者に文書で通知する。)
- 2 資格の適用範囲
- 前記1)に基づく申請によって認定された入札参加資格の適用範囲は、資格の認定日から平成二十年十二月三十一日までにおける県の特定調達契約に係る競争入札に限るものとする。
- 十 申請書等の配布場所及び配布方法
- 1 広島県総務部財務局財産管理室で申請書等を配布する。
- 2 郵送によって申請書等を入手したい場合は、返信用の封筒(角形二号「長さ三十三センチメートル、幅二十四センチメートル」の封筒に返信先あて名を明記し、二百円切手をはったもの)を同封して、前記1)の配布場所に請求すること。
- 3 広島県のホームページ(<http://www.pref.hiroshima.jp/index.html>)からダウンロードすることもできる(トップページ 県行政の情報 制度・手続き)。
- 十一 問い合わせ先
- 広島県総務部財務局財産管理室(電話「〇八二・五二二・三三二五」ダイヤルイン)
- 広島県告示第七百十六号
- 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。
- 平成十八年七月二十日
- 広島県知事 藤 田 雄 山
- 一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府茨木市下穂積一 日東電工株式会社 代表取締役社長 竹本 正道
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市美ノ郷町本郷四五五 六 日東電工株式会社 尾道事業所

二 申請の内容

四六 イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設二基及び六五 酸又はアルカリによる表面処理施設一四基の使用の方法を変更する。

また、五排水リサイクル設備一基を増設し、一、二総合排水処理施設及び一、三排水リサイクル設備、一、二排水濃縮施設及びZn処理装置の使用の方法を変更するとともに、一排水口の水量及び水質を変更する。

1 特定施設の種別能力及び使用の方法 (その一)

使用の方法	項目	等			種	変更前	変更後
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日			
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	通常	既設			六五 酸又はアルカリによる表面処理施設 基(二、八、二〇、二六 含浸処理槽)	変更前	変更後
	最大	既設					
	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	四	変更後	
	最大	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに			

(その二)

使用の方法	項目	等			種	変更前	変更後
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日			
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	通常	既設			四六 イ 水洗施設 四基 (三三、三四、四一、四二 水洗槽K)	変更前	変更後
	最大	既設					
	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	四	変更後	
	最大	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに			

(その五)

使用の方法	項目	等			種	変更前	変更後
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日			
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	通常	既設			四六 イ 水洗施設 四基 (三三、三四、四一、四二 水洗槽K)	変更前	変更後
	最大	既設					
	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	四	変更後	
	最大	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに			

(その四)

使用の方法	項目	等			種	変更前	変更後
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日			
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	通常	既設			六五 酸又はアルカリによる表面処理施設 (三二 含浸処理槽)	変更前	変更後
	最大	既設					
	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	六	変更後	
	最大	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに			

(その三)

使用の方法	工 期 等	種 類	変 更 前		変 更 後	
			項目	最大	項目	最大
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始	工事着手予定年月日	通常	完成後直ちに	同上	許可後直ちに
	工事完成		最大	平成一八年七月二五日(着工中)		
	工事着手		最大	平成一八年三月二五日		
	工事着手		最大	平成一八年三月二五日		

(その八)

使用の方法	工 期 等	種 類	変 更 前		変 更 後			
			項目	最大	項目	最大		
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始	工事着手予定年月日	通常	既設	完成後直ちに	着工後直ちに		
	工事完成		最大				許可後直ちに	
	工事着手		最大					六五 酸又はアルカリによる表面処理施設 (一五〇 含浸処理槽)
	工事着手		最大					

(その七)

使用の方法	工 期 等	種 類	変 更 前		変 更 後			
			項目	最大	項目	最大		
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始	工事着手予定年月日	通常	既設	完成後直ちに	着工後直ちに		
	工事完成		最大				許可後直ちに	
	工事着手		最大					六五 酸又はアルカリによる表面処理施設 (一四〇 含浸処理槽)
	工事着手		最大					

(その六)

使用の方法	工 期 等	種 類	変 更 前		変 更 後		
			項目	最大	項目	最大	
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始	工事着手予定年月日	通常	完成後直ちに	同上	工事着手九〇日後	
	工事完成		最大	許可後直ちに			
	工事着手		最大				四六一 水洗施設 (一六一 水洗槽A)
	工事着手		最大				

(その一一)

使用の方法	工 期 等	種 類	変 更 前		変 更 後			
			項目	最大	項目	最大		
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始	工事着手予定年月日	通常	完成後直ちに	同上	許可後直ちに		
	工事完成		最大				六五 酸又はアルカリによる表面処理施設 (一五九、六〇 親水処理槽)	
	工事着手		最大					六五 酸又はアルカリによる表面処理施設 (一五九、六〇 親水処理槽)
	工事着手		最大					

(その一〇)

使用の方法	工 期 等	種 類	変 更 前		変 更 後		
			項目	最大	項目	最大	
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始	工事着手予定年月日	通常	完成後直ちに	同上	許可後直ちに	
	工事完成		最大	六五 酸又はアルカリによる表面処理施設 (一五六 含浸処理槽)			
	工事着手		最大				六五 酸又はアルカリによる表面処理施設 (一五六 含浸処理槽)
	工事着手		最大				

(その九)

2 汚水等の処理の方法

(その一) 一 総合排水処理施設

使用の方法	処理後の汚染状態		項目	目	既設	変更前		変更後	
	前処理汚水	後処理汚水				使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	工事着手予定年月日
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	通常	単位・リットルにつきグラム	通常	一六九・八	二〇〇	一六九・八	二〇〇
						最大	二六九	四二〇	二〇〇
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	最大	単位・リットルにつきグラム	最大	二六九	四二〇	一〇	一五
						通常	二六九	四二〇	一七八
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	通常	単位・リットルにつきグラム	通常	一六九・八	二〇〇	一六九・八	二〇〇
						最大	二六九	四二〇	二〇〇
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	最大	単位・リットルにつきグラム	最大	二六九	四二〇	一〇	一五
						通常	二六九	四二〇	一七八
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	通常	単位・リットルにつきグラム	通常	一六九・八	二〇〇	一六九・八	二〇〇
						最大	二六九	四二〇	二〇〇
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	最大	単位・リットルにつきグラム	最大	二六九	四二〇	一〇	一五
						通常	二六九	四二〇	一七八

(その二)

使用の方法	項目	目	変更前		変更後	
			使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	工事着手予定年月日
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	通常	最大	六・五	六・五	同上	同上
			六・五	六・五	同上	同上
	最大	通常	六・五	六・五	同上	同上
			六・五	六・五	同上	同上

(その三)

種	類	変更前		変更後	
		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	工事着手予定年月日
工事着手予定年月日	平成一八年五月一日 (着工中)	四六イ	四六イ	同上	同上
		六三、六四	六三、六四	同上	同上

(その四)

使用の方法	項目	目	変更前		変更後	
			使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	工事着手予定年月日
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	通常	最大	各八七・五	各八七・五	同上	同上
			各一〇五	各一〇五	同上	同上
	最大	通常	各八七・五	各八七・五	同上	同上
			各一〇五	各一〇五	同上	同上

使用の方法	項目	目	変更前		変更後	
			使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	工事着手予定年月日
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	通常	最大	各〇・二五	各〇・二五	同上	同上
			各〇・二五	各〇・二五	同上	同上
	最大	通常	各〇・二五	各〇・二五	同上	同上
			各〇・二五	各〇・二五	同上	同上



使用の方法			工期等			（その六） 一排水濃縮施設
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	処理前処理後の汚水等の汚染状態		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	
	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量				
項目		項目		項目		
一〇・八	一、九六九	一、九六九	既設			変更前
一〇・八	二、九五二	二、九五二	通常	最大前	最大前	
九・八	五	一〇	通常	最大後	最大後	
九・八	一〇	一五	通常	最大後	最大後	
五三・二	一、九六八	一、九六八	許可後直ちに 着工後直ちに 完成後直ちに			変更後
五三・二	二、九五二	二、九五二	通常	最大前	最大前	
四八	五	一〇	通常	最大後	最大後	
四八	一〇	一五	通常	最大後	最大後	

使用の方法			工期等			（その五） 三排水リサイクル設備
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	処理前処理後の汚水等の汚染状態		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	
	燃含有量	生物化学的酸素要求量				
項目		項目		項目		
一、〇六五	一	二二九	既設			変更前
一、〇六五	二	二三四	通常	最大前	最大前	
一、〇六五	一	五	通常	最大後	最大後	
一、〇六五	二	一五	通常	最大後	最大後	
一、〇四〇	一・二	二九三	許可後直ちに 着工後直ちに 完成後直ちに			変更後
一、〇四〇	二	二八〇	通常	最大前	最大前	
一、〇三八	一・二	五	通常	最大後	最大後	
一、〇三八	二	一五	通常	最大後	最大後	

使用の方法			工期等		
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	処理前処理後の汚水等の汚染状態		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量			
項目		項目		項目	
七二〇	二九三	二九三	既設		
七二〇	二八五	二八五	通常	最大前	最大前
七二〇	五	五	通常	最大後	最大後
七二〇	一五	一五	通常	最大後	最大後
六〇五	三〇二	三〇二	許可後直ちに 着工後直ちに 完成後直ちに		
六〇五	二六一	二六一	通常	最大前	最大前
六〇五	五	五	通常	最大後	最大後
六〇五	一五	一五	通常	最大後	最大後

使用の方法		工期等			汚水等の施設	（その八） Zn処理装置
排出される汚水等の一日当たりの量 （単位・立方メートル）	項目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力（汚水処理）	
						六・五
六・五	最大前					
五・八	通常処理					
五・八	最大後					
二五	通常処理	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	一日当たり五〇立方メートル処理	変更後
二五	最大前					
一三三・二	通常処理					
一三三・二	最大後					

使用の方法		工期等			（その七） 二排水濃縮施設	
排出される汚水等の一日当たりの量 （単位・立方メートル）	処理前後の汚染状態 項目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		
					六五	化学的酸素要求量
生物化学的酸素要求量						
六五	（単位・リットルにつきグラム）				変更前	
	一、八七五					
六五	二、八〇八				変更前	
	五八・五					
五八・五	一〇				変更前	
	五八・五					
九三	一、九五四	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	変更後	
	九三					
七二	二、九三〇					変更後
	七二					
七二	一〇				変更後	
	七二					

(その九) 五排水リサイクル設備

排水口名	項目	使用の方法										工期等			汚水等の処理施設											
		処理前処理後の汚水等の汚染状態										使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	汚水等の処理の方法	能力(汚水処理)	構造	型式	種類							
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	大腸菌群数 (単位・立方センチメートルにつき個)	燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	項目	処理	最大	前									項目	処理	最大	後	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	二(四)時間連続使用 (なし)	完成後直ちに
												一排水口	一、六九〇	以下	一	五	一〇	一三六	二二六							
変更前	一、八四〇	以下	二	一〇	二〇	三三八	三三八	五・八	最大	八・六	五・八	五・八	八・六	五・八	八・六	五・八	八・六	完成後直ちに	着工後六〇日	許可後直ちに	生物膜+浮上分離+ろ過 中和+膜ろ過	一日当たり二、二〇立方メートル処理	縦三五・三×横二八・八×高さ二八・〇	鉄筋コンクリート製	アクチコンタクト	生物膜+浮上分離+ろ過方式
変更後	一、八四〇	以下	二	一〇	一〇	一三三	一〇	五・八	最大	八・六	五・八	五・八	八・六	五・八	八・六	五・八	八・六	完成後直ちに	着工後六〇日	許可後直ちに	生物膜+浮上分離+ろ過 中和+膜ろ過	一日当たり二、二〇立方メートル処理	縦三五・三×横二八・八×高さ二八・〇	鉄筋コンクリート製	アクチコンタクト	生物膜+浮上分離+ろ過方式

3 排水口の汚染状態

一 解除に係る保安林の所在場所  
世羅郡世羅町大字宇津戸字大戸山三三二の二・三三二の三・三三二の四(以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、三三二の一〇、三三二の一、三三二の二九、三三二の三、三三二の四、三三二の六、三三二の七、三三二の八、三三二の九、三三二の一〇

広島県告示第七百十八号  
次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。  
平成十八年七月二十日  
広島県知事 藤田雄山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
一〇	病ヨーネ	牛	ホル	六歳	一頭	平成一八年七月六日	殺処分	広島県三次市三和町羽出	
一一	病ヨーネ	牛	ホル	六歳	一頭	平成一八年七月六日	殺処分	広島県三次市三和町羽出	

広島県告示第七百十七号  
家畜伝染病が次のとおり発生した。  
平成十八年七月二十日  
広島県知事 藤田雄山

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所  
1 縦覧期間  
平成十八年七月二十日から  
平成十八年八月九日まで  
2 縦覧場所  
広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及び尾道市市民生活部生活環境課

1排水口			
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	窒素含有量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量
			(単位・リットルにつきミリグラム)
三〇四五・八	五・四	五・六	二二
三三六八・五	一〇	一一・六	一八
三三三二	五・二	五・七	八
七、二九三	一〇	一一・四	一一

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第七百十九号

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量 (二級基準点測量)

二 作業期間

平成十八年六月九日から平成十九年一月三十一日まで

三 作業地域

広島市西区井口台地区

広島県告示第七百二十号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年八月三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道

路線名 中北川根線

道路の区域

区	間		延	備	考
	新	旧			
安芸高田市高宮町川根字田草二〇〇番一地先から 安芸高田市高宮町川根字田草一九九番一地先まで	二八・五〇〇 メートル	二四・〇〇〇 メートル	八・〇〇 メートル	幅員減少 不用物件延長 トール	

広島県告示第七百二十一号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年八月三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道

路線名 一八二号

道路の区域

区	間		延	備	考
	新	旧			
福山市加茂町字中野字立縄手二二番一地从先から 福山市加茂町字中野字立縄手二七番三地从先まで	二二・二二〇 メートル	二二・二二〇 メートル	一・一〇 メートル	幅員減少 不用物件延長 トール	

道路の種類 一般国道  
路線名 三三四号  
道路の区域

区	間		延	備	考
	新	旧			
	二二・二二〇 メートル	二二・二二〇 メートル	一・一〇 メートル		

福山市加茂町字中野字立纏手二二五番一地从先から 福山市加茂町字中野字立纏手二二番三地从先まで	新 二二二二二〇〇〇	幅員減少 不用物件延長 トル・一〇メートル
---	---------------	-----------------------------

広島県告示第七百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定）によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
江波二本松一丁目四地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	村	地	番	標柱
広島市	中区江波西一丁目			一一三三番二五	標柱一号
"	"	中区江波二本松一丁目		三三番一	標柱二号から五号まで
"	"	中区江波西二丁目		一一五四番	標柱六号及び七号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
江波二本松二丁目A地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	村	地	番	標柱
広島市	中区江波二本松二丁目			三八番五	標柱一号
"	"	"		三八番七	標柱二号
"	"	"		三六番	標柱三号
"	"	"		三五番一	標柱四号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
江波南一丁目B地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	村	地	番	標柱
広島市	中区江波南一丁目			一〇二四番	標柱一号
"	"	"		一〇二番一	標柱二号
"	"	"		八七五番	標柱三号
"	"	"		一〇一七番一	標柱四号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
吉浦東本町四丁目二地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	村	地	番	標柱
呉市	吉浦東本町四丁目			一五番六	標柱一号
"	"	"		六番	標柱二号
"	"	"		一三番一	標柱三号及び五号
"	"	"		一八番	標柱四号
"	"	"		一三番一	標柱六号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
宮原八丁目一〇地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	村	地	番	標柱
呉市	宮原八丁目			一一八番一	標柱一号
"	"	"		一一八番一	標柱二号
"	"	"		一一三番六	標柱三号
"	"	"		一一三番五	標柱四号
"	"	"		一一三番五	標柱五号
"	"	"		一一三〇番一	標柱六号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

上山田町七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番

呉市 上山田町 一二九番 標柱一号

一九八番一 地先道路敷 標柱二号

一三五番一 標柱三号及び四号

二〇〇番一 地先道路敷 標柱五号

一四三番一 標柱六号

一四四番六 地先道路敷 標柱七号

一四二番一 標柱八号から十号まで

一三七番一 標柱十一号

一三一番一 標柱十二号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二 西谷一〇A地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番

呉市 西谷町 一四五番四 標柱一号

一四五番二 標柱二号

一四五番五 標柱三号

一五〇番 標柱四号

一四七番一 標柱五号

一四七番二 標柱六号

一四六番一 標柱七号

一四五番二 標柱八号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二 西谷一〇B地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結

んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番

呉市 西谷町 一七八番地先道路敷 標柱一号

一七七番地先道路敷 標柱二号

一七三番 標柱三号

一七六番一 標柱四号

一七八番 標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二 西畑八地区 (追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成十五年十月二十七日広島県告示第千三百三十二号(以下「告示A」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と一号を昭和五十七年一月八日広島県告示第十一号(以下「告示B」という。)で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示Bで指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱三号は告示Aで指定した土地に存する標柱三号と同一とし、標柱四号は告示Bで指定した土地に存する標柱三号と同一とする。

郡市 町 村 地 番

呉市 西畑町 二二〇番一 標柱一号、二号及び四号

二一九番二 地先道路敷 標柱三号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二 下小坪地区 (追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を昭和五十六年五月一日広島県告示第四百四十三号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱六号は告示で指定した土地に存する標柱三号と四号を結んだ線に存し、標柱七号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線に存するものとする。

郡市 町 村 字 地 番

呉市 広町 下小坪 一七六三九番一 標柱一号

盲王崎 三一八七番 標柱二号

三一九二番一 標柱三号及び四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
 阿賀中央一丁目一五地区  
 一七六二九番 標柱五号  
 一七六三一番三 標柱六号  
 一七六三五番三 標柱七号

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
 郡市 町 村 地 番  
 呉市 阿賀中央一丁目 四五六九番二 標柱一号  
 四五六九番 標柱二号及び三号  
 四五六八番五 標柱四号  
 四五六五番九 標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

西城一丁目一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を道路に沿って結んだ線、標柱五号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
 郡市 町 村 地 番  
 呉市 西城一丁目 二番一 標柱一号及び十一号  
 六番 標柱二号  
 五番 標柱三号  
 四番一 地先道路敷 標柱四号  
 四番一 地先道路敷 標柱五号  
 三番 標柱六号及び七号  
 三番 標柱八号  
 七五番四 標柱九号及び十号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

中畑向川地区 (追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和四十五年三月二十七日広島県告示第百八十六号 (以下「告示A」という。) で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号と四号を昭和五十四年三月二十日広島県告示第百三十五号 (以下「告示B」という。) で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱二号は告示Aで指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線に存し、標柱三号は告示Aで指定した土地に存する標柱二号と同じ、標柱四号は告示Bで指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存するものとする。  
 郡市 町 村 地 番  
 呉市 阿賀北一丁目 二〇九番九 標柱一号  
 二〇九番一 標柱二号  
 二〇九番七 標柱三号  
 二二二番三地先道路敷 標柱四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

畑盛地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
 郡市 町 村 大字 字 地 番  
 豊田郡 大崎上島町 沖浦 畑盛 五二〇番 標柱一号  
 神久越 五七六番一 標柱二号  
 五七六番二 標柱三号  
 五七六番三 標柱四号  
 五七七番 標柱五号  
 甲五七八番 標柱六号及び七号  
 畑盛 五八五番一 標柱八号  
 五八二番一 標柱九号  
 五〇六番 標柱十号  
 五八番 標柱十一号  
 五〇四番 標柱十二号  
 五〇一番 標柱十三号  
 五一五番、五一六番合併 標柱十四号

広島県告示第七百二十三号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条の三第七項において準用する同条第六項の規定によつて、広島沿岸海岸保全基本計画を平成十八年七月十三日に変更した。

その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び同局港湾企画整備室並びに広島県呉地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤田雄山

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によつて、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあつた年月日
特定非営利活動法人スマイル小泉	春田正彦	広島県三原市小泉町五五二〇番地一	この法人は、障害者(知的・身体・精神)に対して、地域活動支援に関する事業を行い、福祉サービスに寄与することを目的とする。	平成十八年七月七日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第六条第二項の規定によつて、大規模小売店舗の変更の届出があつた。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤田雄山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 フジグラン神辺  
所在地 福山市神辺町大字道上字二の丁七五番外
- 二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置 平面西側駐車場の新設
- 2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前〇時から翌午前〇時まで  
(変更後) 午前〇時から翌午前〇時まで。ただし、平面西側駐車場は午前八時三十分から午後十時まで

(二) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 六箇所  
(変更後) 八箇所

三 変更する日

平成十八年八月一日

四 変更する理由

駐車場の分散確保により、来客車両による交通混雑をあらかじめ防止するため

五 届出年月日

平成十八年七月四日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)  
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年七月二十日から平成十八年十一月二十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十一月二十日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

呉市所在の大崎下島地区県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平成十七年八月三十一日完了した。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定によつて、開発行為に関する工事を完了について、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
庄原市七塚町字蜂原二一〇番一、二一一番二、二一一九番、二一一三番の一部、二一一番の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
庄原市七塚町一三三番地  
広島三谷真空株式会社  
代表取締役 北島 顕英

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六條の四において準用する同法第五十四條第三項の規定によつて、届出があつた。

平成十八年七月二十日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

事業主体	地 区	区 名	事 業 名	換 地 処 分 年 月 日
安芸高田市	法恩地井才田地区（法恩地工区）	区画整理事業		平成一八・六・三〇

### 公安委員会告示

広島県公安委員会告示第55号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年7月20日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名（住所）	製造業者名（住所）
6P0475	告示の日（平成18年7月20日）から3年間	ぱちんこ遊技機	CR信長の野望LE2	株式会社ニューギン 総務部 新井中村区（愛知県名古屋市中村区鳥居町三丁目56番地）	左 同
6P0460	同 上	同 上	CR信長の野望LE	同 上	左 同
6P0530	同 上	同 上	CRクルエラQ-5	同 上	左 同
6P0533	同 上	同 上	クルエラQ-5	同 上	左 同

正

誤

平成十八年六月五日付け広島県報（定期）第四十一号に登載の広島県公告（土地改良区の役員の内任及び退任）の一部を次のように訂正する。

農林水産部農林整備局土地改良室長

ページ	段 行	誤	正
二	下	後ろから三	小林 皖 二
三	上	一七	小林 皖 二